

健高第301号  
令和6年10月2日

我孫子市配食サービス事業業務委託（単価契約）に係るプロポーザル募集要項

我孫子市公募型プロポーザル実施要綱（平成20年告示第24号）に基づき、我孫子市配食サービス事業業務委託（単価契約）に係るプロポーザル募集要項のとおり募集します。

## 1 事業内容

### （1）事業名

我孫子市配食サービス事業業務委託（単価契約）

### （2）事業目的

日常生活を営む上で支障のある高齢者等が、自立した健康的な日常生活を営むことができるように栄養のバランスのとれた夕食の提供及び安否の確認を行うことを目的とします。

### （3）履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

## 2 事業内容の詳細

「我孫子市配食サービス事業業務委託（単価契約）仕様書」のとおり。我孫子市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードして下さい。

## 3 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- ① 「我孫子市配食サービス事業業務委託（単価契約）仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- ③ 募集要項の公表をした日から受託者の特定の日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）第4条第1項に規定する措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- ④ 募集要項の公表をした日から過去6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てに係る株式会社にあつては、同法第41条第1項の規定

による更生手続開始の決定がなされていること。

- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てに係る債務者にあつては、同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされていること。
- ⑦ 募集要項の公表をした日から過去3月以内に本市から契約解除をされていないこと。
- ⑧ 役員等（参加者が個人である場合には当該個人又はその経営に実質的に関与している者を、参加者が法人である場合には当該法人の役員、当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者又は当該法人の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

#### 4 企画提案書の提出方法及び提出期限

##### (1) 企画提案書の提出方法

次の発注者に対し、持参、書留郵便又は特定記録郵便により提出してください。

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地  
我孫子市健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係  
電話 04-7185-1111（内線411・412）  
FAX 04-7186-3322

##### (2) 提出期限

令和6年11月8日（金）午後5時まで

#### 5 事業者決定までのスケジュール

今後のスケジュールについては次のとおりです。発注者の都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

内容	日程
質疑受付	令和6年10月7日（月）～令和6年10月10日（木） ※ 各日午前8時半～午後5時
質疑・回答書をホームページに掲載	令和6年10月18日（金）
受付開始	令和6年10月21日（月）
提案書提出締切	令和6年11月8日（金）
第1次審査 （書類審査）	令和6年11月中旬

第2次審査 (ヒアリング)	令和6年11月28日(木) または、令和6年11月29日(金) ※ 詳細については、個別に通知いたします。
審査結果通知	令和6年12月初旬

## 6 企画提案に関する質疑及び回答方法

### (1) 質疑の方法

公募に関する質問は、令和6年10月7日(月)～令和6年10月10日(木)の午前8時半から午後5時の間、別紙質問書(別紙1)により、ファクシミリまたは電子メールで受け付けます。質問書を送付した際は、必ず電話連絡してください。

【FAX番号】04-7186-3322

【メールアドレス】abk\_koureishashien@city.abiko.chiba.jp

### (2) 質疑への回答

質疑に関する回答は令和6年10月18日(金)までに市ホームページの「入札・契約情報」に掲載し、広くお知らせします。ただし、質問の内容が審査に著しく支障をきたすと判断した場合は、回答しないことがあります。

### (3) 注意点

- ① 締め切り以降の質問等は、公平性を期すため受け付ません。
- ② 電話や窓口での口頭での質問は受け付けません。
- ③ 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しかねます。

## 7 参加報酬及び契約額

### (1) プロポーザル参加報酬

無償とします。

### (2) 契約額

次の予定価格以下で受託者の見積額とします。

予定価格(単価金額・消費税を含む) 250円/1食

## 8 企画提案書の評価方法

選考にあたっては、我孫子市配食サービス事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定基準に照らし総合的に審査し、その結果に基づき市長が最も適当と認める団体を委託事業者として選定します。

審査については、選定委員会による二段階審査(第1次評価、第2次評価の評価項目ごとに得点化)の総合評価において、審査を実施します。

(1) 評価方法

ア 第1次評価

- ・ 事務局において書類審査を行い、別紙2「選定評価基準表」の1次評価項目（書類審査）を基準に上位5団体を選定します。
- ・ 書類審査の結果及び非選定の理由は、令和6年11月中旬頃に文書で通知します。

イ 第2次評価

- ・ 第1次評価で選考された申請者を対象に、第2次評価を実施します。
- ・ 選定委員より、別紙2「選定評価基準表」の2次評価項目（ヒアリング・試食）を基準に評価を行います。

(2) 第2次評価の詳細

ア 日程及び場所（予定）

日時：令和6年11月28日（木）または令和6年11月29日（金）

場所：我孫子市役所分館中会議室

- ・ 詳細は、別途通知します。

イ ヒアリング

申請者のうち、実際に事業を担当する者等の出席を求め、提案内容の説明及び質疑応答により審査を行います。

① 提案内容の説明（15分以内）

- ・ 申請者は、提出した企画提案書に基づき提案内容を説明してください。
- ・ 企画提案書をOHP、スライド、プロジェクター、パネル等で拡大することはできません。
- ・ 事前に提出した企画提案以外の追加資料を用いることはできません。

② 質疑応答（15分以内）

③ 出席者

総括責任者、主任技術者又は事業を実施する際の責任者が出席してください。ただし、3名以内とします。

ウ 試食

ヒアリング後、試食による審査を行います。

① 審査用食事の種類は次のとおり。

- ・ 常温普通食

② 食数は次の通りご用意ください。

- ・ 普通食を各1食分（見本用）

- ・ 委員人数5人分に取り分けたもの（1～2口程度）
- ③ 審査用配食弁当に係る費用は、申請者の負担となります。
- ④ 容器は、使い捨ての容器を使用してください。
- ⑤ 試食審査用の弁当は11月の献立から作成することとし、選定委員会当日には弁当とともに11月分の献立表及び弁当メニューの完成写真（カラー）を7部ずつ提出してください。

### （3） 受託者の特定

評価点数の合計が最も高かった提案者を受託者として特定します。同点で最も高い提案が2以上あるときは、別紙2評価基準表の3～5の合計が最も高かった提案者を受託者として特定します。なお、やむを得ない事情によりヒアリング及び試食を欠席した選定委員がいた場合は、参加した委員の評価点数を基に受託者を特定することとします。

### （4） 選定結果の通知

令和6年12月初旬に文書で通知します。

### （5） 選定結果等の公表及び情報開示

- ・ 選定結果等は、我孫子市ホームページの「入札・契約情報」に掲載し公表します。なお、選定結果等の公表及び開示の時期は、選定の公平性を確保するために、事業委託者を確定した後とします。
- ・ 選定に関する情報以外の応募者に関するものについては、我孫子市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合に実施します。

## 9 失格及び最低基準点

- ・ 契約額について、市で示した予定価格を超えた提案は失格とします。
- ・ 最低基準点について、事業が適切に履行されないおそれがあると認められる場合の評価点です。本プロポーザルでは、次のように最低基準点を設定し、同点を超えない提案は採用しません。

最低基準点	60点
-------	-----

## 10 提出書類

### （1） 提出書類及び記載方法

#### ア 企画提案書兼誓約書（様式1）

- ・ 参加者の欄は、主たる営業所又は受任事務所について記入し、代表者印又は受任者の印を押印してください。押印を省略する場合は、様式に必ず本件責任者氏名を明記してください。

#### イ 法人登記簿謄本

- ウ 法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年間）
  - ・ 納税義務がない場合は、納税義務がない旨を記載した申立書をご提出ください。
  
- エ 法人概要（様式2）
  - ・ 「⑥直近決算の経営状況」について、直近の決算報告書の写しを添付してください。
  - ・ 「⑨総従業員」について、兼任者がいる場合は追記してください。  
例：○人 ただし、調理人員○人を含む
  - ・ 「⑩責任賠償保険加入の有無」について、責任賠償保険に加入している場合は、内容及び金額等を具体的に明記（別紙可）し保険証の写しを添付してください。
  - ・ 「⑫過去5年間の食中毒事故の有無」について、過去5年間に食中毒事故がある場合は、事業部門、発生年月日等を詳細に明記（別紙可）してください。
  
- オ 事業の実績一覧（様式3）
  - ・ 実施期間について、契約中の場合は終期を空欄としてください。
  
- カ 事業の実施方針（様式4）
  - ・ 各項目について、簡潔に記載（別紙不可）してください。
  
- キ 職員体制（様式5）
  - ・ 各項目について、簡潔に記載（別紙不可）してください。
  - ・ 事業の実施について定めたマニュアルを添付してください。
  
- ク 事業運営（見守り・安否確認）（様式6）
  - ・ 各項目について、簡潔に記載（別紙不可）してください。
  
- ケ 個人情報管理及び苦情対応について（様式7）
  - ・ 各項目について、簡潔に記載（別紙不可）してください。
  
- コ 衛生管理体制（様式8）
  - ・ 各項目について、簡潔に記載（別紙不可）してください。
  
- サ 問題発生時の対処体制（様式9）
  - ・ 事故・自然災害等によりサービスの提供が困難になった場合の代替え・代行措置について、記載（別紙不可）してください。
  
- シ 食事の種類等について（様式10）
  - ・ 本事業で対応できるメニューについて様式10に沿って記載してください。

- ・ 事業者の食事やサービス内容等が分かるパンフレット（任意）を1種類までで添付してください。

#### ス 献立（令和6年10月分実績）（様式11）

- ・ 食事の種類は常温普通食とします。
- ・ 令和6年10月分（1か月分）の献立を添付してください。任意の様式で構いませんが、栄養成分表示（エネルギー、たんぱく質、食塩相当量）を記載してください。
- ・ 献立は、日本人の食事摂取基準（2020年版）の75歳以上（身体活動レベルI）の男女の平均カロリーを1食換算した533kcalを基準とします。
- ・ 材料と栄養素については、1食分の総計を記入してください（料理ごとに分ける必要はありません）。

#### セ 課題に対する提案（様式12）

- ・ 提案は、参加者の基本的な考え方を文章で簡潔に記入してください。
- ・ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト又はイメージ図は使用できますが、別紙等を用いないで用紙内に収めてください。また、模型（模型写真を含む）等は使用できません。

#### ソ 見積書（内訳）（様式13）

- ・ 見積書を添付してください。

### （2）提出部数

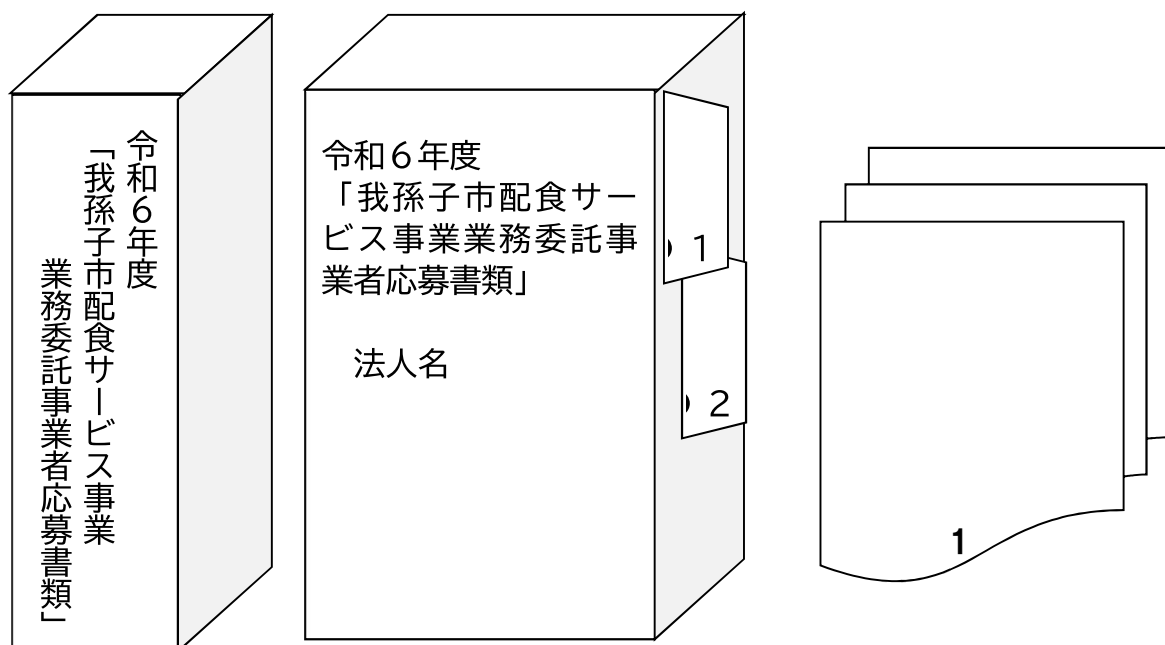
前記（1）の書類を正本1部・副本9部提出してください。

### （3）提出書類の調製方法

- ・ 書類のサイズは原則A4版です。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで（Z折り）ください。
- ・ 全体の目次をつけてください。
- ・ 書類ごとに合紙（白色無地の紙）を挟み、その合紙（白色無地の紙）に、番号と文字表記のインデックスをつけてください（番号のみの表示は不可。番号と文字表記は前記（1）「提出書類一覧」を参照すること）。
- ・ 表紙及び合紙（白色無地の紙）以外にページ番号（通し番号）をつけてください。
- ・ 必ず1冊のファイルに綴ること。ファイルの表紙、背表紙に次のことを記載してください。

「令和6年度 我孫子市配食サービス事業業務委託事業者応募書類」  
（法人名）

<イメージ図>



1 1 その他

(1) 使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円

(2) 契約

- ① プロポーザルに係る事業が翌年度以降に履行する場合は、事業に係る予算が議会で可決後に契約を締結します。なお、事業に係る予算が議会で否決された場合、受託者とされた者が損害を被っても、市は損害賠償の責めを負いません。
- ② 契約書及び約款は、原則として市規定のものを用いること（市ホームページ>事業者向け情報>入札・契約>契約・入札制度>契約書様式等に掲載）。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口  
前記3（1）の発注者

(4) 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等に適合しないもの
- ② 募集要領に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの



- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 参加資格又は受注資格の喪失
- 選定委員会の開催前に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行ったことが判明した場合、次のように参加資格等を喪失します。
- ① 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失します。
  - ② 選定後に判明した場合は、受託資格を喪失します。
- (6) その他
- ① 企画提案に係る費用は、無償とします。
  - ② プロポーザル結果表については、特定された者は名称及び評価点、特定されなかった全ての者は評価点のみを原則公表します。
  - ③ 企画提案書は、プロポーザル以外で参加者に無断で使用しないものとし  
ます。
  - ④ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに指名  
停止措置を行うことがあります。
  - ⑤ 企画提案書は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に複製を作成する  
ことがあります。
  - ⑥ 企画提案書の提出期限後における、企画提案書の差し替え及び再提出は  
認めません。
  - ⑦ 企画提案書は、返却しません。
  - ⑧ 企画提案書は、プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必  
要があると認めた場合、参加者の許可を得て公表することがあります。
  - ⑨ 発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、転載又は引用する  
ことはできません。
  - ⑩ 発注者から借用した資料は、企画提案書の提出期限に企画提案書ととも  
に返却するものとし  
ます。また、資料を紛失した場合は、実費弁償する  
ものとし  
ます。
  - ⑪ 応募者は、企画提案書等の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾  
したものとみなします。
  - ⑫ 事業者の採択の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は事業  
者が負担することとします。
  - ⑬ 選考されなかったことによる一切の損害等については、我孫子市が責任  
を負うものではありません。
  - ⑭ 市長は、選考された法人又は事業者において、この募集要項に記載する  
事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取  
り消すことができるとともに、次回の応募資格を失うものとし  
ます。な  
お、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあ  
ります。
  - ⑮ 事業候補者に決定された後に事業候補者の責めに帰すべき理由により

辞退があった場合は、次回の応募資格を失うものとします。

- ⑯ 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、必ず代表者名で原本証明をしてください。
- ⑰ 申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。